

## 一般社団法人ライフサポート学会 会員・会費規程

平成24年5月22日 制定

平成29年4月1日 改定

令和6年6月25日 改定

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第9条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### (会員の種類)

第2条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人の対象とする領域又はそれと関連ある領域において専門の学識、技術又は経験を有する者
- (2) 学生会員 学生又は生徒であって、当法人の対象とする領域又はそれと関連する領域に関する課程を修めている者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 購読会員 当法人の目的に賛同し、当法人の出版物購読のために入会した個人又は団体
- (5) 功勞会員 当法人の発展に対して功勞のあった者で、本人の同意のもと理事が推薦し、理事会が承認した個人又は団体
- (6) 名譽会員 当法人の発展に対して特に功勞のあった者で、本人の同意のもと理事が推薦し、理事会が承認した個人又は団体

### (入会手続き)

第3条 当法人の正会員及び学生会員及び賛助会員、購読会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、所定の入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 功勞会員及び名譽会員については、理事が本人の意向を確認の上推薦し、理事会において入会を決定後本人に通知する。

### (入会金及び会費)

第4条 各会員は、社員総会の決議を経て定める別表の入会金及び会費を納入しなければならない。

2 功勞会員及び名譽会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

ただし、年額200千円以上の会費を納入する個人及び団体賛助会員にあつては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年間は、再入会を認めないこととする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(登録情報・個人情報)

第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年6月25日に改訂し、施行する。

[別表]

会 費 一 覧 表 (本規程4条)

ランク別	入会金	年会費
正会員	1,000円	10,000円
学生会員	無料	1,000円
賛助会員	10,000円	5口以上 (1口 20,000円)
購読会員	無料	10,000円